

政 総 第 38 号
令和2年7月21日

関係市町長 様
(関係市町企画担当課長)

静岡県政策推進局総合政策課長

令和2年度ふじのくにフロンティア推進エリア計画策定事業費補助金
の追加公募について

日頃より、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組で目指す、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点を計画的に連携・補完させることにより持続的成長を可能とする圏域形成の先導的モデルの形成に向け、ふじのくにフロンティア推進エリア計画策定事業費補助金を創設し、予算の範囲内で市町の事業計画策定を支援することとしております。

今年度実施事業について別紙募集要領のとおり追加公募を行いますので、活用を希望される場合には、総合政策課まで申請してください。

担 当 フロンティア推進班 鈴木
電話番号 054-221-2362 / FAX 054-221-2750
E-mail frontier@pref.shizuoka.lg.jp

募集要領

1 事業概要

(1) 事業目的

本補助金は、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組において目指す、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点の計画的な連携・補完により持続的成長を可能とする圏域づくりの先導的モデルの形成に向け、事業計画を策定しようとする市町又は協議会に対し、県が必要な費用を補助することにより、先導的モデルの具体化を促進する。

(2) 対象の要件

- ① “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組において、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点を計画的に連携・補完させることにより持続的成長を可能とする圏域づくりの先導的モデル事業の構築に伴う市町又は協議会が実施するふじのくにフロンティア推進エリア計画策定事業。
- ② 令和2年度以降のふじのくにフロンティア推進エリア認定を目指すことを前提とした取組であること。

(3) 補助の対象

市町又は協議会が実施するふじのくにフロンティア推進エリア計画の策定に要する経費。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となっている経費を除く。

- ア 地域課題の分析
- イ 先端技術の導入に向けた調査・分析・実証試験
- ウ 推進エリア計画図作成
- エ 新拠点区域の整備に係る調査
- オ その他知事が認めるもの

(4) 補助率（額）

事業	補助率
市町が単独で実施するふじのくにフロンティア推進エリア計画策定事業	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、250万円を上限とする。
協議会が実施するふじのくにフロンティア推進エリア計画策定事業	当該事業に要する経費の10分の10以内とし、1,000万円を上限とする。

2 手続等

(1) 受付期間

- ・随時受付（最終受付は令和2年11月27日(金)を予定。ただし、予算額に達した時点で受付を終了する。）
- ・受付終了については別途通知する

(2) スケジュール・提出物

スケジュール	内容
随時受付	事業計画書（案）（提出物①）及び参考資料等（提出物③）の提出
事業計画書提出から2週間程度	事業計画書（案）に基づくヒアリングを経て、採択申請書（提出物②）提出
採択申請書提出から2週間程度	採択（不採択）通知
採択通知から2週間程度	交付決定

ア 提出先 静岡県政策推進局総合政策課 フロンティア推進班

イ 提出物 ①事業計画書（案）：別添様式2号により作成

②採択申請書：別添様式1号及び様式2号

③参考資料：その他参考となる資料があれば提出のこと

(3) 事業の採択

- ・事業計画書及びヒアリングを踏まえ、採択の可否を決定する。
- ・採択可否の決定後、採択された市町には採択通知書を、採択されなかった市町には不採択通知書を速やかに発出する。